

第三次明和町環境基本計画

令和6（2024）年度から令和15（2033）年度まで



令和6年3月
明和町

「豊かな自然と環境を未来につなぐ 持続可能なまち」を目指して



本町では、人と自然が健全に共生し、環境負荷の少ない持続可能な都市を目指して、平成26（2014）年度に第二次明和町環境基本計画を策定し、令和5（2023）年度までの10年間にわたり、町民、団体、事業者、町が一体となって、各種環境保全に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進して参りました。

しかし、第二次明和町環境基本計画策定から10年が経過し、近年の環境を取り巻く状況は、国内外で大きく変化しており、平成27（2015）年に開催された国連サミットでは、「2030アジェンダ」が採択され、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、17の持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。

同年にフランス（パリ）で行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、「パリ協定」が採択され、日本を含む全ての条約加盟国が、温室効果ガス排出削減の枠組を強化することが必要とされております。

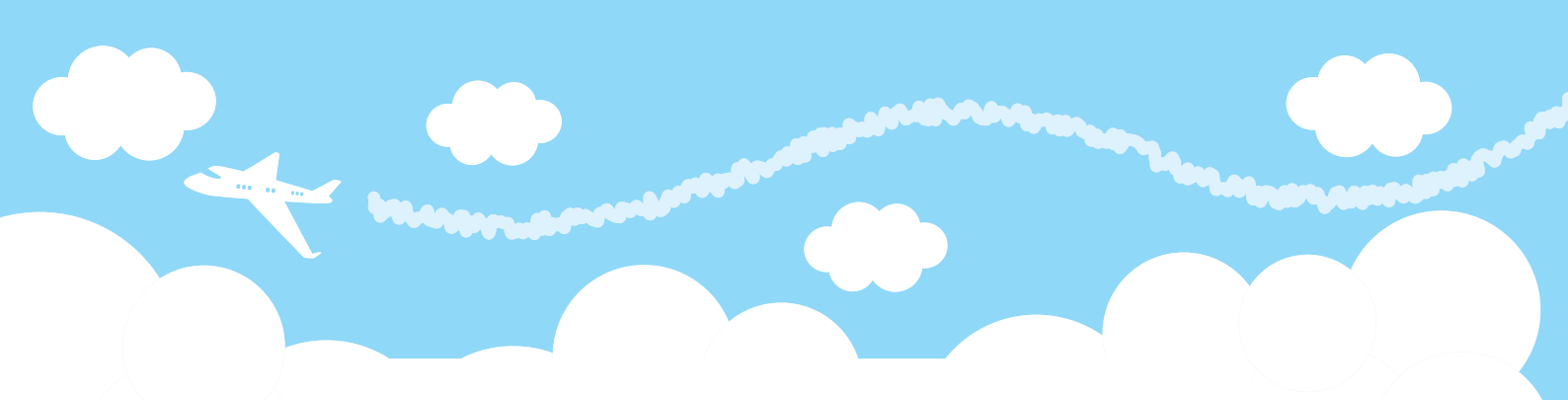
また、国においても令和2（2020）年に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにして、脱炭素社会を目指す「カーボンニュートラル」を宣言し、経済と環境の好循環を作るための「グリーン成長戦略」を策定しました。

第三次明和町環境基本計画では、こうした状況を踏まえ、限りある資源や自然環境を守り引き継いでいくために、新たな環境将来像として、「豊かな自然と環境を未来につなぐ持続可能なまち」を設定し、生活環境、自然環境、地球環境、資源循環、環境保全の5つの分野を中心に新たな課題に取り組んで参ります。

結びに、この計画の策定にあたり、御尽力をいただきました明和町環境審議会委員の皆様、そしてアンケート調査やパブリックコメント等を通して貴重な御意見をいただきました皆様方に対しまして、心より感謝と御礼を申し上げます。

令和6（2024）年3月

明和町長 富塚 基輔



目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1. 計画策定の背景及び目的…………… 1
- 2. 計画の位置づけ…………… 5
- 3. 計画の期間…………… 7
- 4. 計画の対象範囲と推進主体…………… 7

第2章 明和町のすがた

- 1. 町の概況…………… 8
- 2. 環境の現状と課題…………… 14

第3章 明和町の環境将来像

- 1. 基本理念…………… 20
- 2. 環境の将来像…………… 20
- 3. 基本目標…………… 20
- 4. 施策の体系…………… 22

第4章 環境の将来像を実現するための取り組み

- 1. 基本目標Ⅰ…………… 24
- 2. 基本目標Ⅱ…………… 25
- 3. 基本目標Ⅲ…………… 26
- 4. 基本目標Ⅳ…………… 29
- 5. 基本目標Ⅴ…………… 30

第5章 計画の推進体制と進行管理

- 1. 推進体制…………… 32
- 2. 進行管理…………… 33

第6章 その他…………… 34



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景及び目的

(1) はじめに

本町では、環境の保全について、基本理念を定めた明和町環境基本条例（以下、基本条例）を平成14（2002）年に制定し、平成15（2003）年には環境都市宣言を行いました。

そして、この基本条例に基づき、平成26（2014）年には第二次明和町環境基本計画（以下、「第二次計画」という。）を策定し、人と自然が健全に共生する環境負荷の少ない持続的発展が可能な都市を目指して、各種環境保全の施策を推進してきました。

明和町環境都市宣言 (平成15年10月4日宣言)

明和町は、我が国有数の大河、利根川が育んだ関東平野の中央に開けたまちで、光あふれる肥沃な土壌、豊富な水と緑に恵まれています。

特産の花や果物にみるように、私たちはこのまちで久しく豊かな自然の恵みを享受してきました。

しかし、私たちの何気ない日常生活に起因する身の回りの環境問題は、今や国境を越えて地球規模の環境問題となり、時を越えて子孫の世代にまで深刻な影響を及ぼすことが明らかになってきています。

よって私たちは、便利で豊かな日頃の生活に起因する環境負荷を低減し、資源やエネルギーを大切にし、生きものを慈しみ残された良好な環境を守り育て、失われた良い環境を回復し子どもたちに継承するために、ここに環境にやさしい行動をとることを宣言し、町民、事業者、行政が力を合わせて、

次のようなまちを目指します。

- 1 さわやかな空気と澄んだ水、快適な生活環境を保つまち
- 1 自然の恵みに感謝し、自然環境を大切にするまち
- 1 生きものやみどりと共に生きる、人に優しいまち
- 1 限りある資源・エネルギーを大切にするまち
- 1 一人ひとりの自主的な行動により、みんなで環境を良くするまち

第1章

計画の基本的な考え方

第2章

明和町のすがた

第3章

明和町の環境将来像

第4章

環境の将来像を実現するための取り組み

第5章

計画の推進体制と進行政管理

第6章

その他



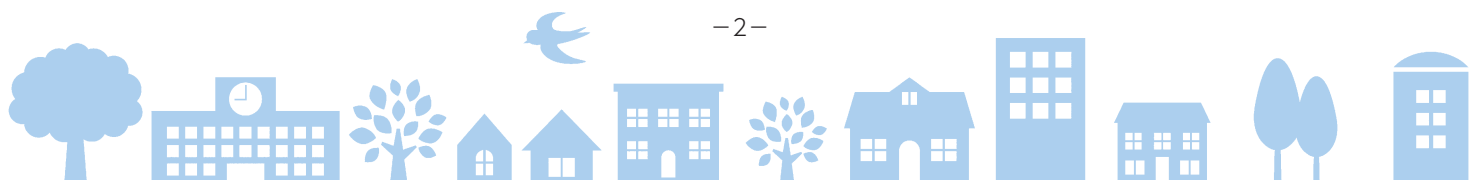
（２）世界の環境政策を取り巻く状況

前計画以降、国内外における環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

平成27（2015）年に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標として、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられました。

SDGsは、社会、経済、環境における課題を統合的に解決する考え方が示されるとともに、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。その中で、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

地球温暖化対策に関する動向としては、平成27（2015）年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、令和2（2020）年以降の地球温暖化対策の新たな法的枠組である「パリ協定」が採択されました。世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を、2℃よりリスクの低い1.5℃未満に抑えるための努力を追求することが示され、日本を含むすべての条約加盟国が温室効果ガス排出削減の枠組を強化することが必要とされています。そのために、「第三次明和町環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、環境に対する取り組みを推進していきます。



持続可能な社会に向けた国際的な潮流

環境を取り巻く状況

2015年9月 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択

※複数の課題の統合的解決を目指すSDGsを含む

「パリ協定」の採択

※2℃目標達成のため、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す。

2019年12月 「ぐんま5つのゼロ宣言」を表明

※自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」の5つの宣言

2020年10月 カーボンニュートラルを目指すことを宣言

※政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターHP

図1 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のロゴ

(3) これまでの環境基本計画における振り返り

前計画では、5つの望ましい環境像「快適な生活環境のまち」、「自然環境を大切にするまち」、「人と地球にやさしいまち」、「資源・エネルギーを大切にするまち」、「みんなで環境を良くするまち」を掲げて施策に取り組んできました。

これまでの主な取組とその評価を次のとおり整理しました。

望ましい環境像 1 快適な生活環境のまち

主な取組	環境調査・測定の充実、環境問題の啓発・指導
評価事項	大気や水質の環境基準は概ね達成しています。野焼きや悪臭、雑草等の生活環境を害する原因者への啓発・指導を引き続き実施し、快適な生活環境を維持していく必要があります。

望ましい環境像 2 自然環境を大切にするまち

主な取組	河川・水路の清掃の推進、果樹等の展示即売会の推進
評価事項	町民、事業者、町の協働で実施する河川敷清掃等の取組を実施し、生き物が住みやすい環境を整備するとともに、シクラメンや梨の展示即売会や商品開発を推進し、自然を親しむ心の育成に努めてきました。工業団地や商業施設が増加していることから、より一層の取組の強化が必要です。

望ましい環境像 3 人と地球にやさしいまち

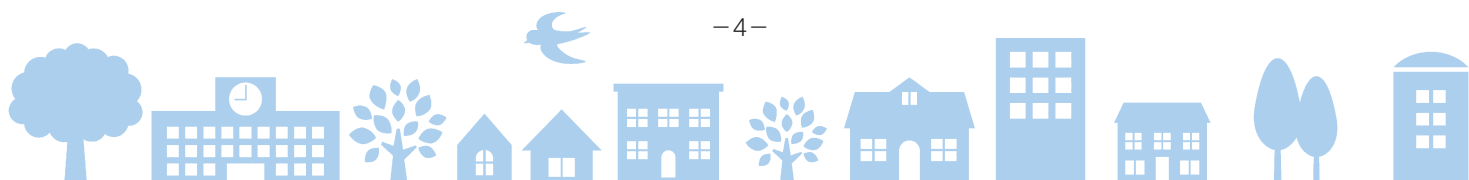
主な取組	生態系保護の推進、二酸化炭素の搬出量削減
評価事項	特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの防除に取り組んでいるものの、被害は年々拡大しています。公共施設における二酸化炭素の排出量は、目標値を概ね達成しています。引き続き、これらの取組を進める事が重要です。

望ましい環境像 4 資源・エネルギーを大切にするまち

主な取組	ごみの分別徹底及び減量化の促進再生可能エネルギーの活用推進
評価事項	西部地区に設置した資源ごみ回収施設「もったいない西館」の利用者数は増加傾向にあり、町全体での資源物の収集量は横ばいに推移しています。住宅用太陽光発電システム設置整備費補助事業では同時に整備する蓄電池を対象に加え、推進体制を強化しました。引き続き、これらの取組を強化することが重要です。

望ましい環境像 5 みんなで環境を良くするまち

主な取組	行政活動の環境負荷の低減、環境教育・学習の推進
評価事項	各地区における花植え活動や、町民、事業者、町の協働で実施する河川敷清掃、学校と事業者による環境学習等の活動を推進してきました。引き続き、これらの取組を進めることが重要です。



2 計画の位置づけ

この計画は、本町における良好な環境の保全および創造に関して、基本的な方向を明らかにするものであり、環境行政を総合的かつ計画的に進めるための基本方針となるものです。

本町の各分野における計画との整合を図りつつ、すべての施策の策定および実施にあたって環境負荷の低減、その他環境保全のために必要な配慮を図るよう努めます。

なお、本計画は「第3次明和町地球温暖化防止実行計画」を包含した計画として位置づけ、あわせて、「ぐんま5つのゼロ宣言」に倣い、「めいわゼロカーボンシティ」を表明し、町全体の地球温暖化対策を進めていきます。

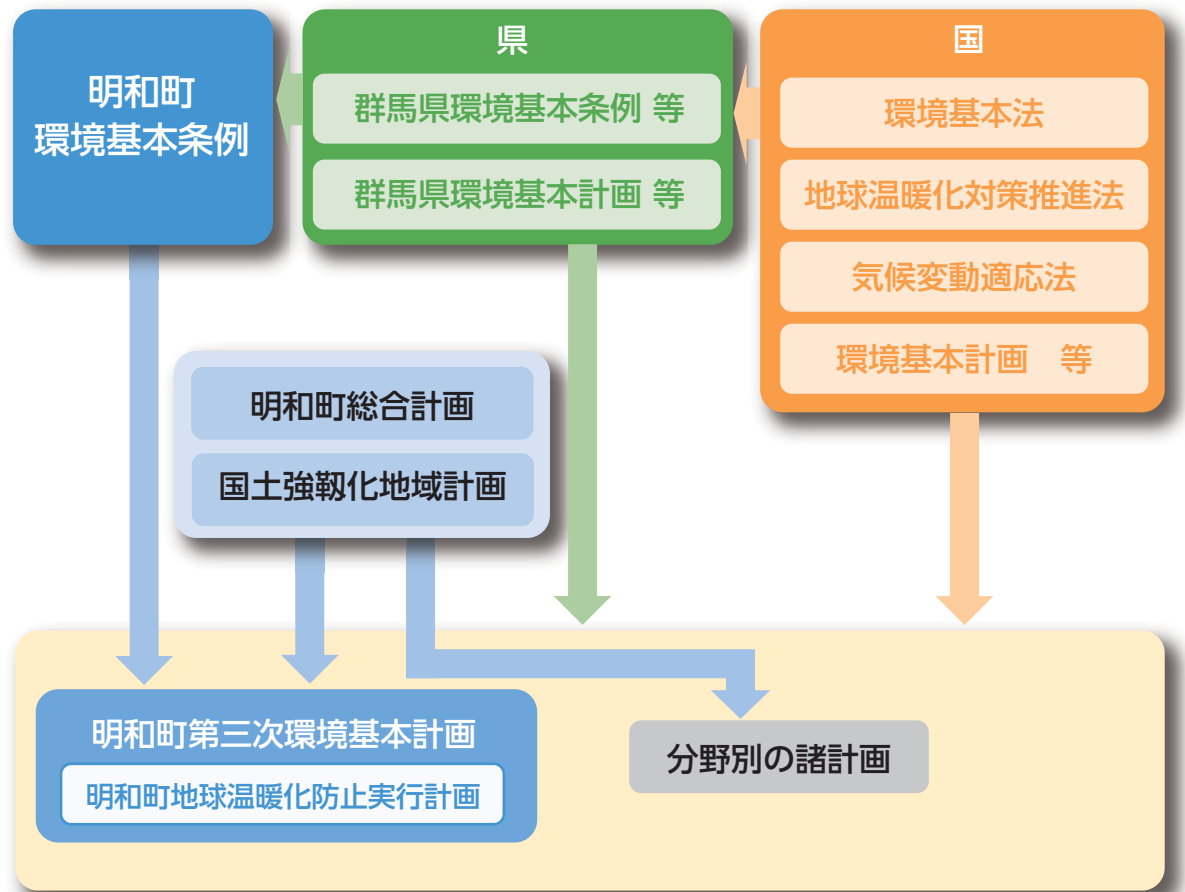


図2 本計画の位置づけ

第1章

計画の基本的な考え方

第2章

明和町のすがた

第3章

明和町の環境将来像

第4章

環境の将来像を実現するための取り組み

第5章

計画の推進体制と進捗管理

第6章

その他

—めいわゼロカーボンシティ表明—

近年、気候変動により、地球規模で大規模な災害が発生しています。

これには、地球温暖化が起因しており、その原因は二酸化炭素やメタンなどの「温室効果ガス」だと考えられています。

その中でも二酸化炭素が一番多くの量を占めており、化石燃料（石炭、石油、天然ガスなど）の燃焼が大きな原因となっています。

私たちの暮らしに必要な電気などのエネルギーの使用、自動車の使用や工場の操業など、現在、私たちの社会活動による地球温暖化の問題は、昨今の災害を引き起こす気候変動問題と密接に関係しています。

つまり、昨今の頻発化・激甚化している大規模災害は、私たち人類に対して、地球自身が警鐘を鳴らしていると捉えるべきであり、この大きな環境問題は、次代に自然豊かな環境を引き継いでいくために、私たちが取り組むべき喫緊の課題であるといえます。

平成27（2015）年に合意されたパリ協定では、「平均気温を上昇の幅を2℃未満とする」という目標が国際的に広く共有され、平成30（2018）年に公表されたIPCCの特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年に二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

そこで明和町でも、国際社会の一員として、第三次環境基本計画の策定に合わせ、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロの「めいわゼロカーボンシティ」を目指すことを表明します。

めいわ5つのゼロ宣言

宣言1 自然災害による死者「ゼロ」

明和町国土強靱化地域計画及び地域防災計画により、住民の防災意識を高め、自然災害による死者をゼロにする。

宣言2 温室効果ガス排出量「ゼロ」

省エネルギー対策や再生可能エネルギーを最大限活用することにより、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする。

宣言3 災害時の停電「ゼロ」

エネルギーの自立・分散化を推進し、災害時においても電力供給を継続する。

宣言4 プラスチックごみ「ゼロ」

資源物リサイクル回収を推進するとともに、マイバッグの使用や地域との環境美化活動の協力体制を構築し、プラスチックごみをなくす。

宣言5 食品ロス「ゼロ」

「MOTTAINAI」（もったいない）の心で家庭生活における食品残渣の減量に努めるとともに、エシカル消費、ぐんまちゃんの30・10運動や3きり運動、フードドライブ事業等に積極的に取り組み、食品ロスをなくす。



3 計画の期間

令和 6 (2024) 年度を初年度とし、目標年度を令和15 (2033) 年度とします。ただし、社会情勢の変化や新たな環境問題に的確に対応するために、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象範囲と推進主体

(1) 対象範囲

本計画では、次の表で示す分野を対象範囲とします。

表 1 計画の対象範囲

区分	環境項目
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、有害科学物質、景観資源、公園、緑地、道路、交通、防災
自然環境	山林、農地、河川、動植物
地球環境	再生可能エネルギー、省エネルギー、脱炭素
資源循環	3 R 活動、ごみ減量化
環境保全	環境学習、環境保全活動

(2) 推進主体と役割

本計画を推進する主体とその役割を次の図に示します。

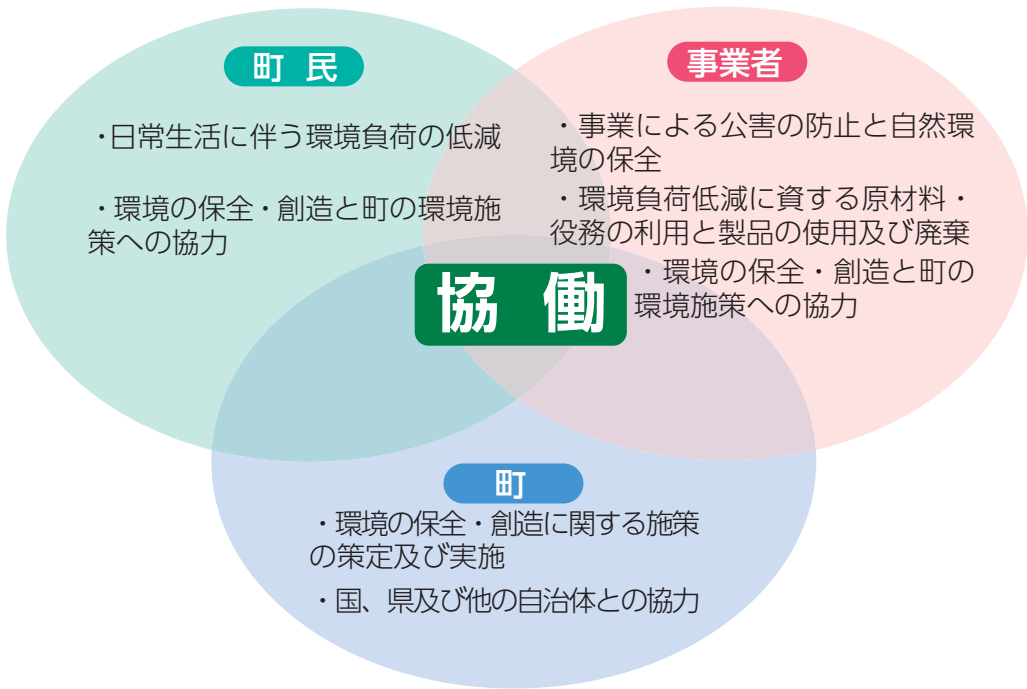


図 3 推進主体と 役割

町民・事業者・町の 3 つの主体が適正に役割を分担し、互いに協力して計画を推進します。

第2章 明和町のすがた

1 町の概況

(1) 位置・地勢

明和町は、「鶴舞う形の群馬県」の首の辺り（東南端）にあり、埼玉県、栃木県、茨城県等の県境付近に位置しており、東は板倉町、南は利根川を隔て埼玉県羽生市、西は千代田町、北は谷田川を隔てて館林市に接しています。



図3 明和町の位置

(2) 地形・地質

地形は、西から東へと緩やかに傾斜した平地が続き、西部で標高約 21m、東部で約17mと、ほとんど起伏はみられません。

地質は、利根川がかつて氾濫したこともあり、表層は沖積層が覆っており、その下は関東ローム層が認められます。

(3) 気候・気象

年間の平均気温は15℃前後で、県下では比較的温暖であるものの、夏は35℃以上に上昇し蒸し暑い日があり、冬は北関東特有の「空っ風」といわれる北西の強い季節風が吹き、0℃以下に下がる日が多く、夏と冬の気温の較差が大きくなっています。

降水量は年間1,200mm前後で、夏季多雨、冬季小雨となっており、降雪はまれで、四季を通じて晴天の日が多い状況にあります。

表 2 気象統計情報（気象庁アメダス館林観測所平年値）

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
統計期間	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020
資料年数	30	30	30	30	30	30
1月	37.2	4.0	9.6	-0.7	2.8	212.3
2月	34.2	4.9	10.6	0.1	2.9	194.9
3月	70.1	8.5	14.3	3.4	2.7	196.9
4月	84.6	14.0	20.2	8.6	2.5	196.4
5月	114.2	18.9	24.8	14.0	2.2	189.6
6月	142.3	22.4	27.4	18.5	2.0	131.1
7月	158.6	26.1	31.2	22.4	1.9	152.7
8月	143.9	27.3	32.7	23.5	2.0	175.5
9月	167.9	23.4	28.3	19.8	1.9	133.5
10月	160.6	17.6	22.4	13.7	1.9	142.4
11月	56.0	11.5	16.8	6.9	2.0	168.6
12月	33.0	6.2	11.8	1.5	2.4	193.8
年	1202.6	15.4	20.8	11.0	2.3	2087.6

「館林平年値（年・月ごとの値）主な要素」（気象庁ホームページ）を加工して作成

第 1 章	計画の基本的な考え方
第 2 章	明和町のすがた
第 3 章	明和町の環境将来像
第 4 章	環境の将来像を実現するための取り組み
第 5 章	計画の推進体制と進捗管理
第 6 章	その他



(4) 人口

人口は、2020年の10,802人から、2040年には9,159人に減少することが見込まれます。
高齢化率は、2020年の31%から、2040年には36%に上昇し、高齢化の進行が見込まれます。
年少人口率は、2020年の12%から、2040年には10%減少し、少子化の進行が見込まれます。

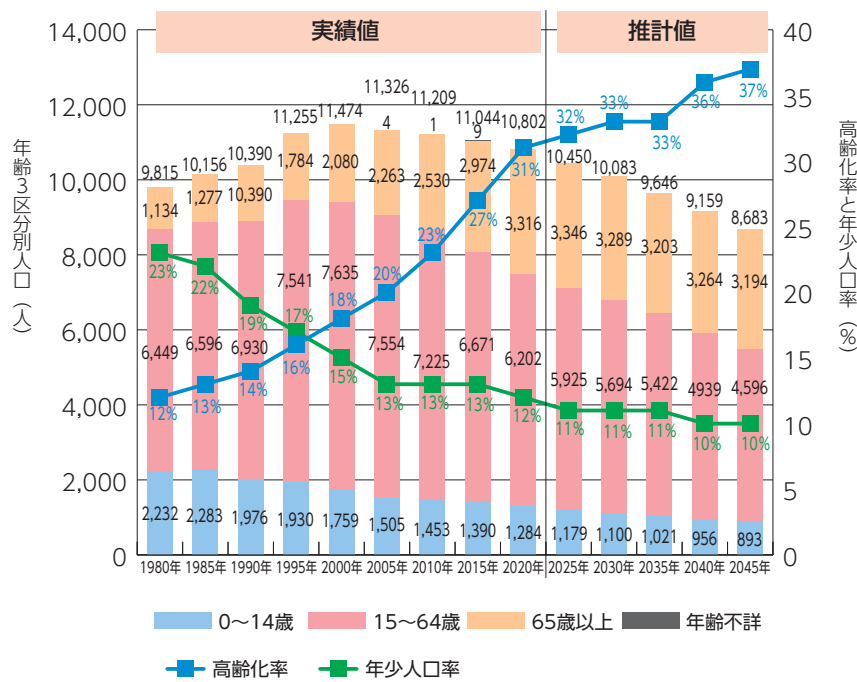


図4 年齢3区分別人口及び高齢化率の推移

	2020年 →2040年増減率	2040年高齢化率
群馬県	-15.5%	37.7%
館林市	-20.5%	37.8%
明和町	-15.8%	35.6%
千代田町	-12.6%	34.3%
邑楽町	-20.8%	40.8%

図5 群馬県や近隣自治体の人口増減率及び高齢化率

(5) 交通

幹線道路として、町の東部を東北自動車道が南北に縦断しており、館林インターチェンジまでは、車で約10分程度です。

その他、埼玉県羽生市及び館林市方面につながる国道122号、町中部から板倉町方面につながる県道麦倉川俣停車場線、千代田町方面につながる上中森川俣停車場線、大泉町方面へつながる矢島大泉線などが走っています。

(6) 鉄道

鉄道は、町内に東武伊勢崎線の川俣駅があり、東京の浅草駅から本県伊勢崎市まで通っている。川俣駅からの所要時間は、館林駅が5分、伊勢崎駅が約65分、浅草駅が約70分です。

(7) 路線バス

路線バスは、館林駅から千代田役場を結ぶ館林・明和・千代田線があり、起終点間の所要時間は60分程度です。



図6 鉄道・路線バス状況図

(8) オンデマンドバス

乗り合い型の送迎サービスとして「チョイソコめいわ」があり、集会所や公共施設等、町内全域に100箇所以上の停留所が設置されています。申込み状況に応じて最適ルートを通り、目的地の停留所まで乗り合いで向かうことができます。

(9) 土地利用

本町の都市計画区域の指定状況を次のとおり示します。全域が都市計画区域となっています。
また、田・畑が約40%を占めており、山林・原野はほとんどありません。

表3 都市計画区域の指定状況

区分			面積 (ha)
行政区域面積			1964
	用途地域	第一種低層住居専用地域	17
		第一種中高層住居専用地域	13
		第二種中高層住居専用地域	17
		第一種住居地域	34
		第二種住居地域	9
		近隣商業地域	5
		準工業地域	18
		工業地域	7
		工業専用地域	179
	用途無し		1665

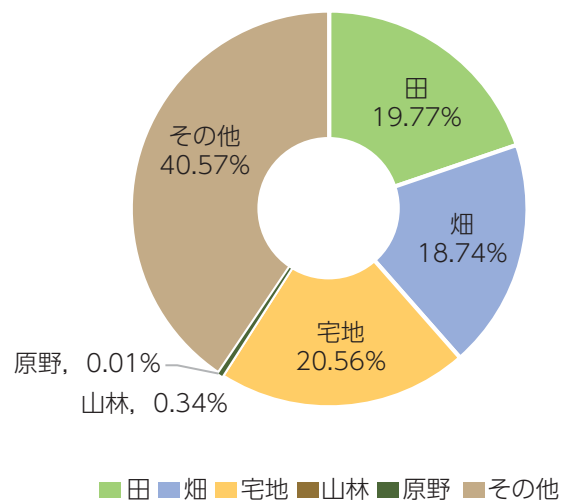
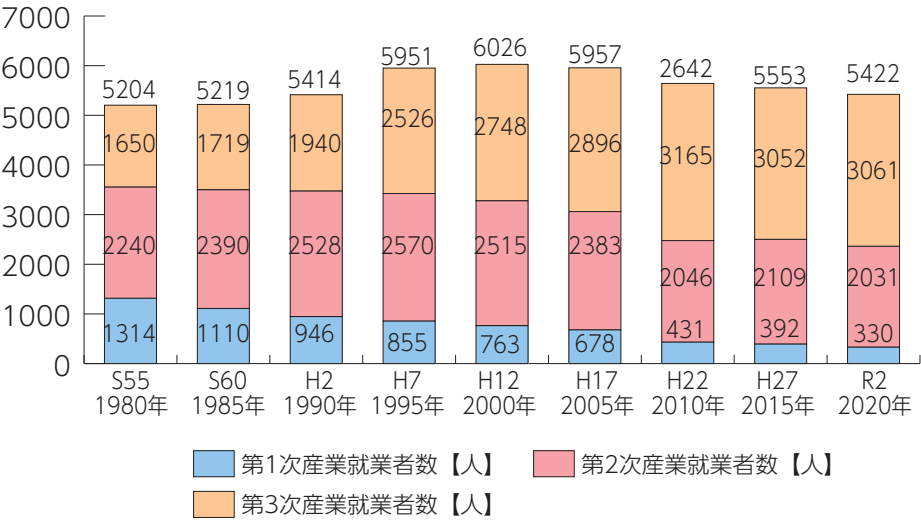


図7 土地の利用割合

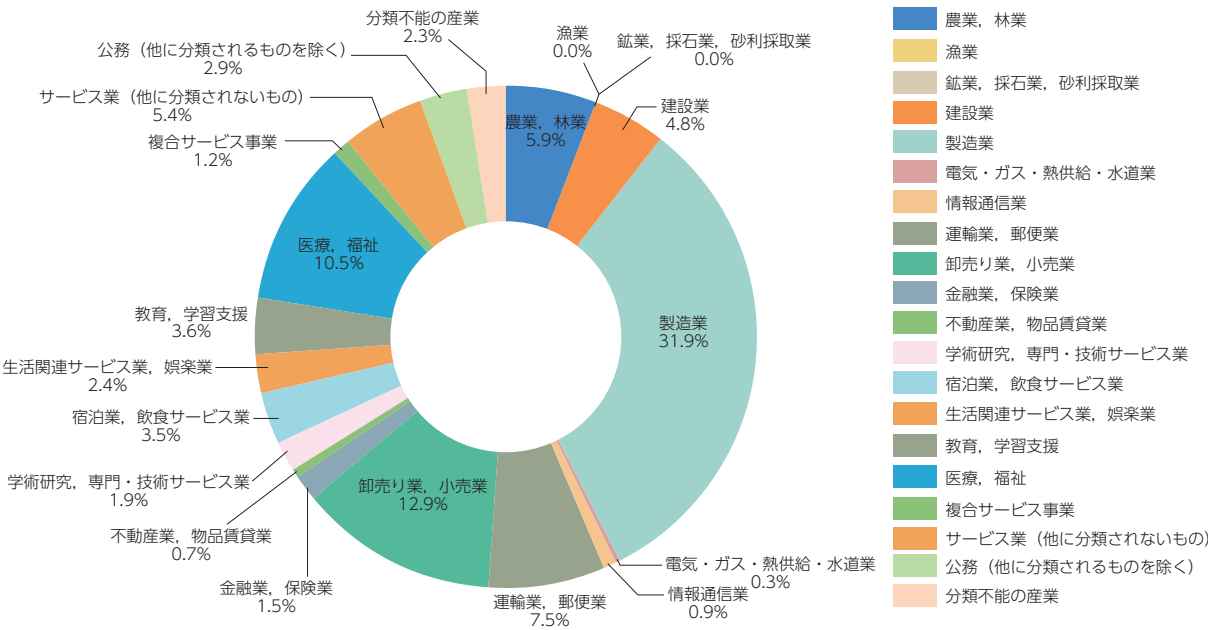
(10) 産業

本町の就業者数の総数は、平成12(2000)年度をピークに減少しています。産業別に見ると、第1次産業の就業者数は減少し、第3次産業の就業者数は増加しています。
産業分類別就業者数では、「製造業」が31.9%と最もおおくの割合を占めており、次いで「卸売・小売業」の12.9%となります。



統計ダッシュボード (<https://dashboard.e-stat.go.jp/>)のデータを加工して作成

図8 産業別就業者数の推移



令和2年度国勢調査（総務省統計局 <https://www.e-stat.go.jp/>）を加工して作成

図9 産業分類別就業者数（令和2(2020)年10月）現在

第1章	計画の基本的な考え方
第2章	明和町のすがた
第3章	明和町の環境将来像
第4章	環境の将来像を実現するための取り組み
第5章	計画の推進体制と進捗管理
第6章	その他

2 環境の現状と課題

(1) 明和町の環境の現状と課題

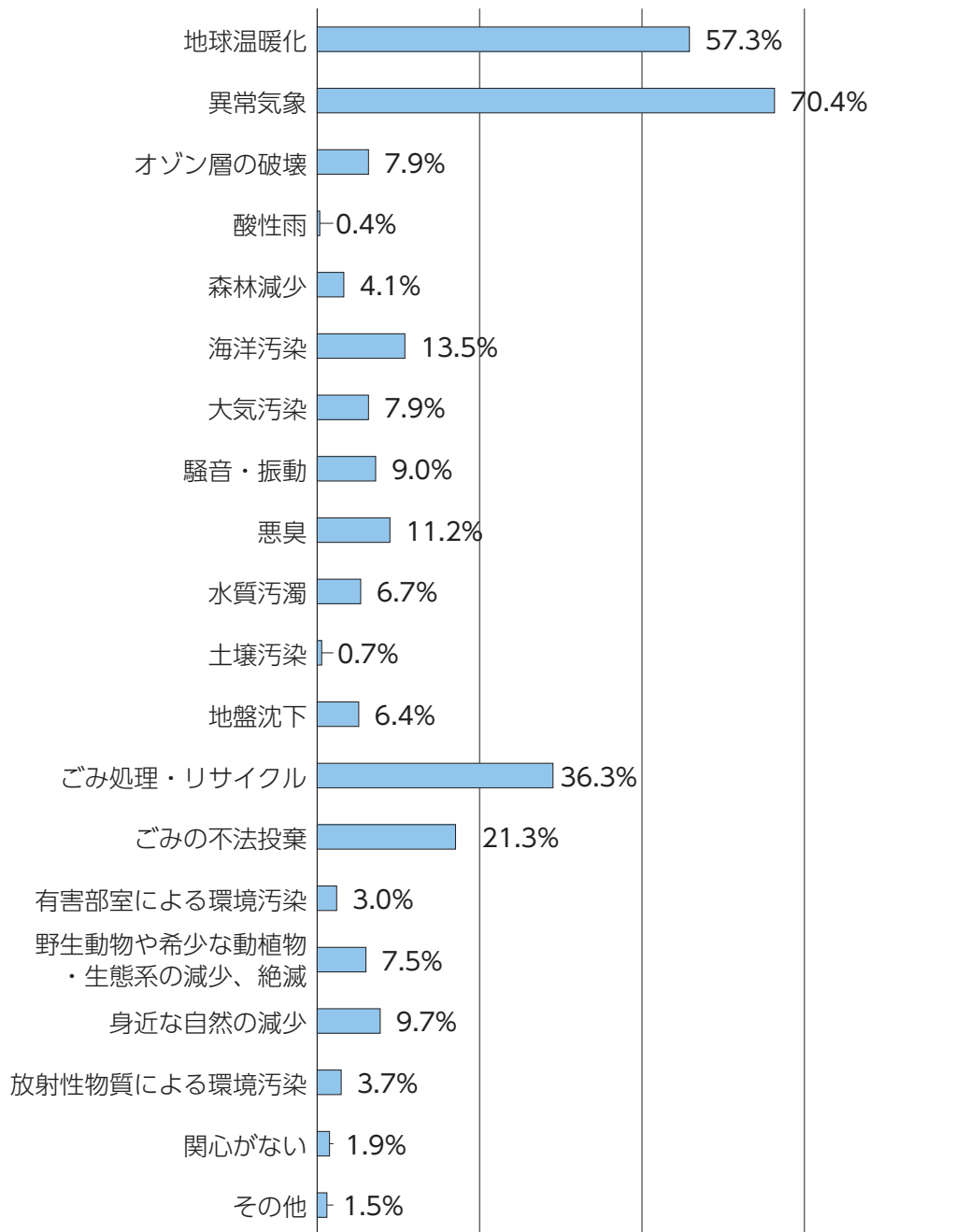
第三次計画の策定に向けて、身近な環境に対する満足度や、日常生活における環境保全に対する行動の取り組み等を把握するために、町民、事業者を対象としたアンケート調査を行いました。アンケート結果は、町の現状と町が抱える環境の課題解決に向けた各種取り組みを検討する上での基礎資料として活用します。

アンケート調査の概要は次のとおりです。

表4 アンケート調査の対象・方法・期間・回収率

区分	町民（一般）	町民（中学生）	事業者
調査対象	900人	101人	150社
	町内に住所を有する 16歳以上79歳未満 の方の中から無作為に 抽出	明和中学校に在籍する 第2学年の生徒	町内に本社や支店等を 有する事業者の中から 無作為に抽出
調査方法	郵送による配布		
調査期間	令和5年6月1日～令和5年6月23日		
回収率	29.6%	95.0%	42.0%

①どのような環境問題に関心があるのか、複数回答で聞いたところ、「異常気象」及び「地球温暖化」を選んだ人が多く、地球環境の問題に関心があることが分かりました。



第1章

計画の基本的な考え方

第2章

明和町のすがた

第3章

明和町の環境将来像

第4章

環境の将来像を実現するための取り組み

第5章

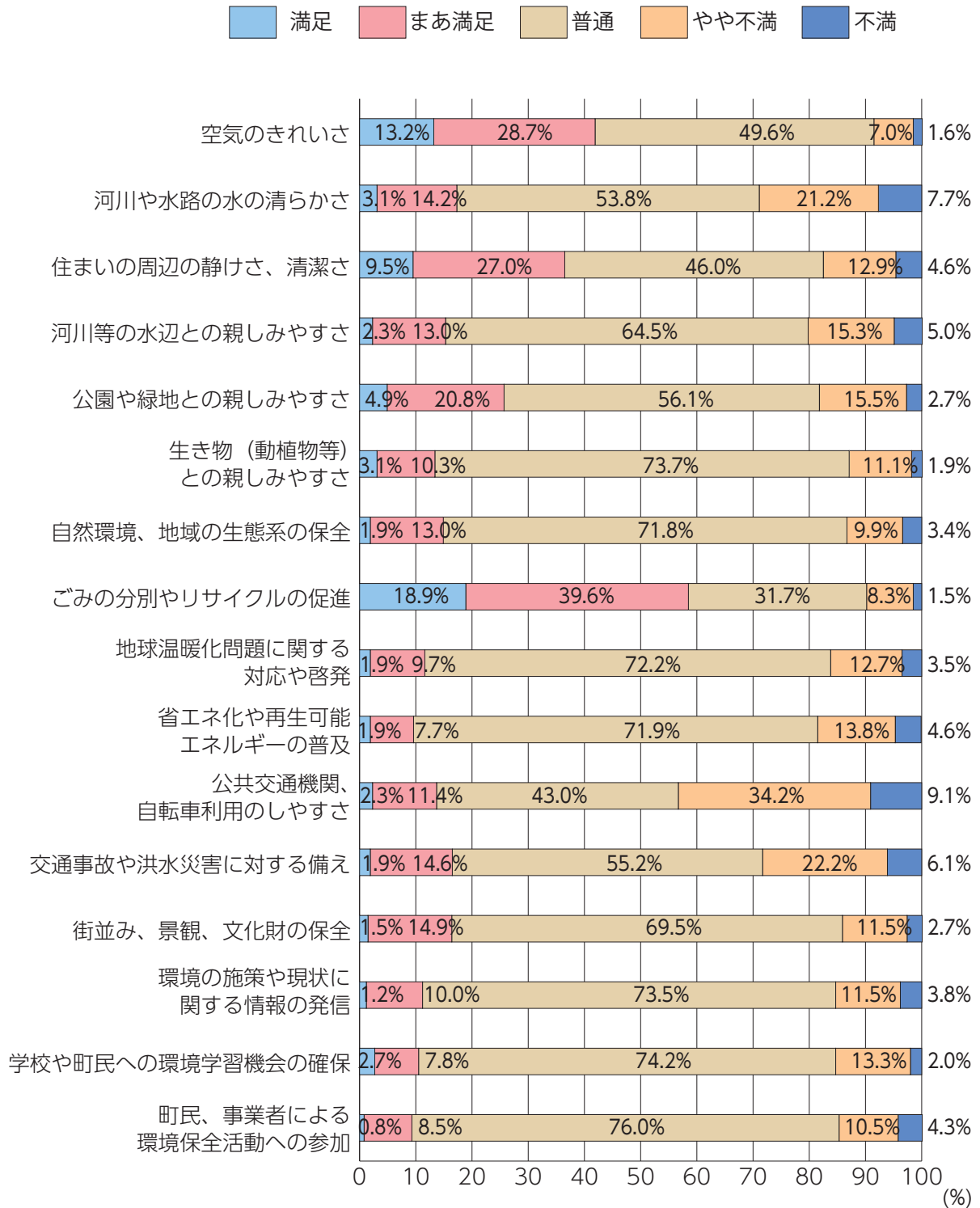
計画の推進体制と進捗管理

第6章

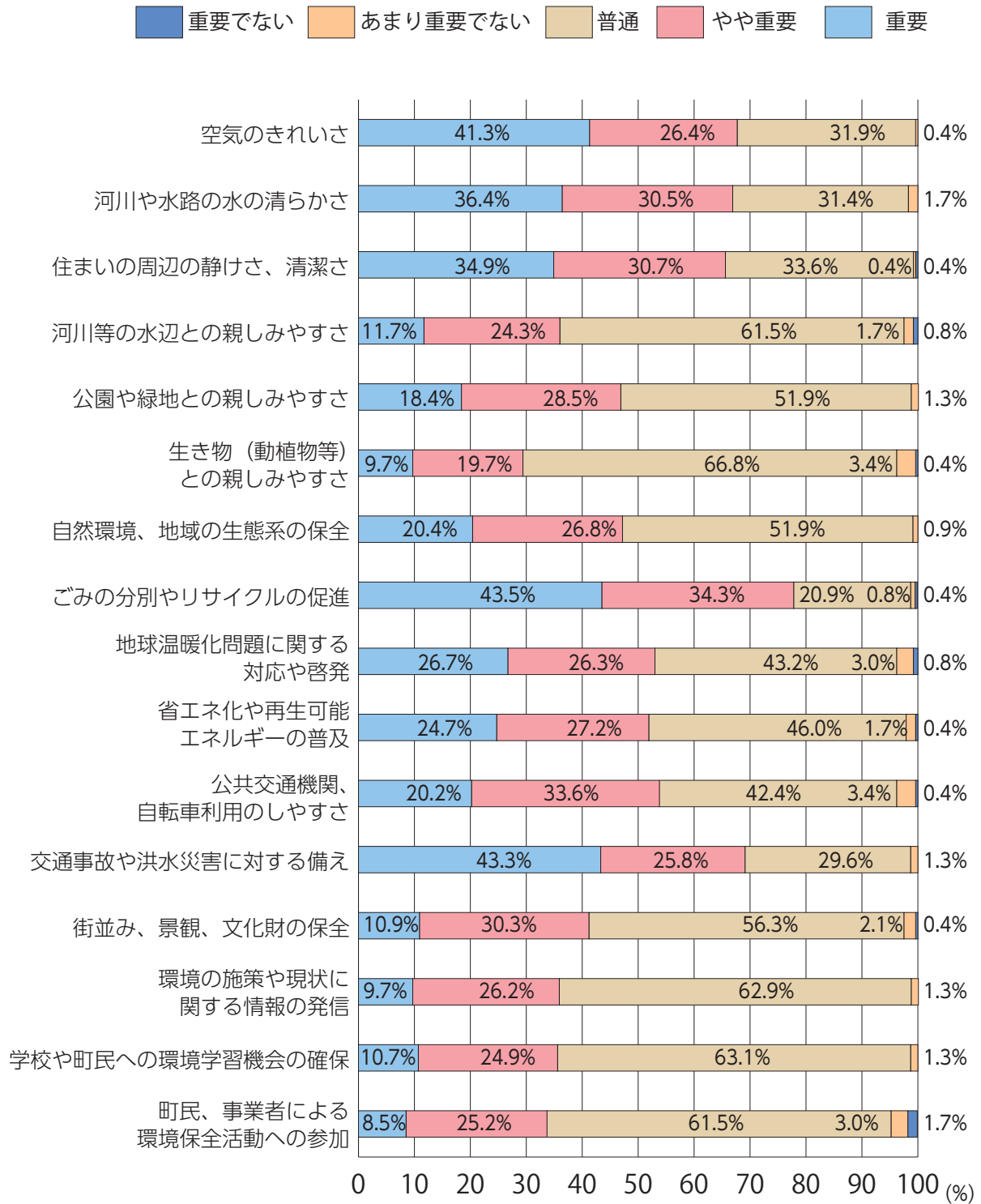
その他



②環境対策について満足しているか聞いたところ、「ごみの分別やリサイクルの促進」、「空気のきれいさ」、「住まい周辺の静けさ、清潔さ」を選んだ人が多く、空気や周辺の静けさ、ごみ処理等の満足度が高いことが分かりました。



③環境対策についての重要度を聞いたところ、「ごみの分別やリサイクルの促進」、「交通事故や洪水災害に対する備え」を選んだ人が多く、ごみ処理や災害対策についての重要度が高いことが分かりました。



第1章

計画の基本的な考え方

第2章

明和町のすがた

第3章

明和町の環境将来像

第4章

環境の将来像を実現するための取り組み

第5章

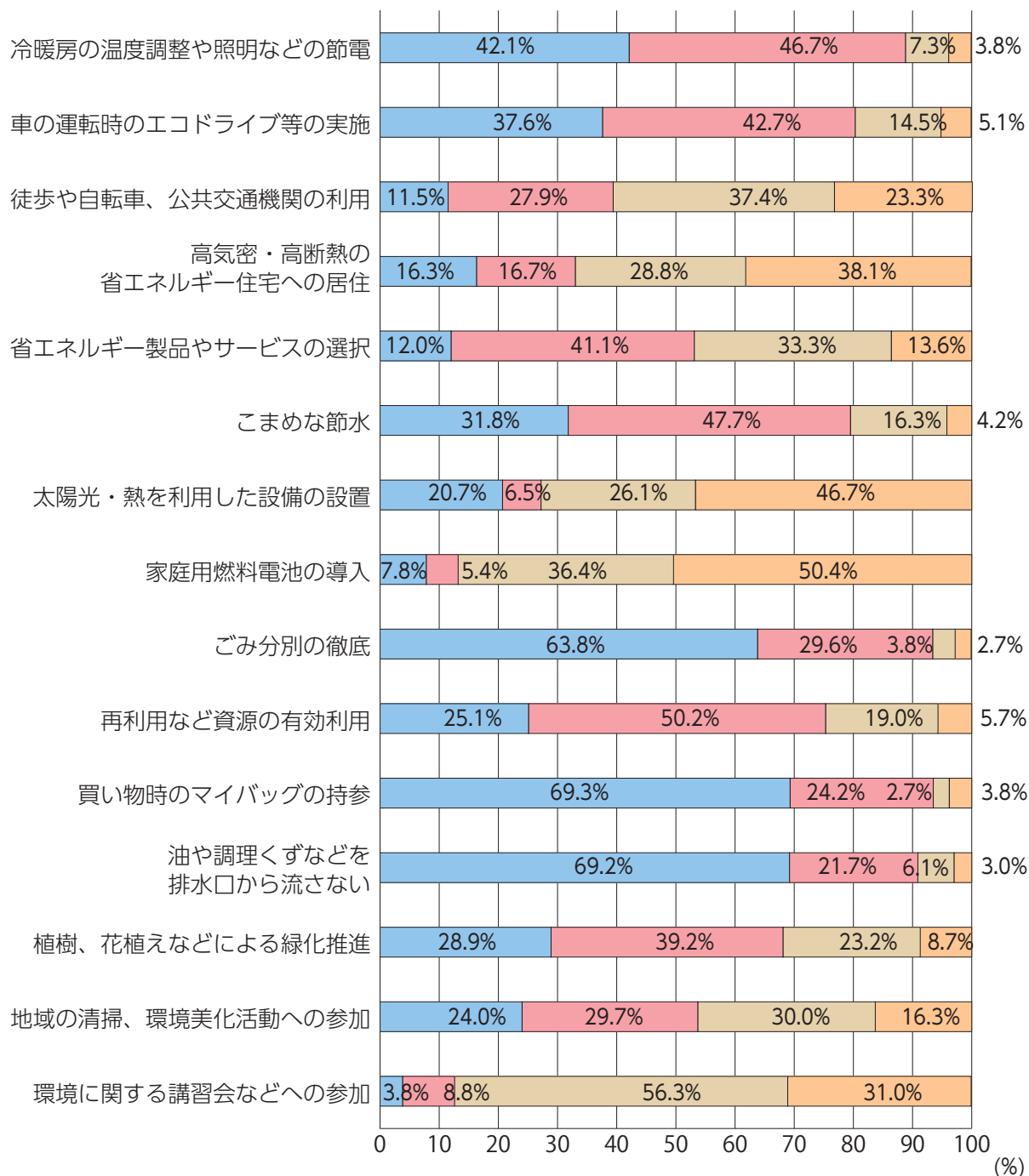
計画の推進体制と進捗管理

第6章

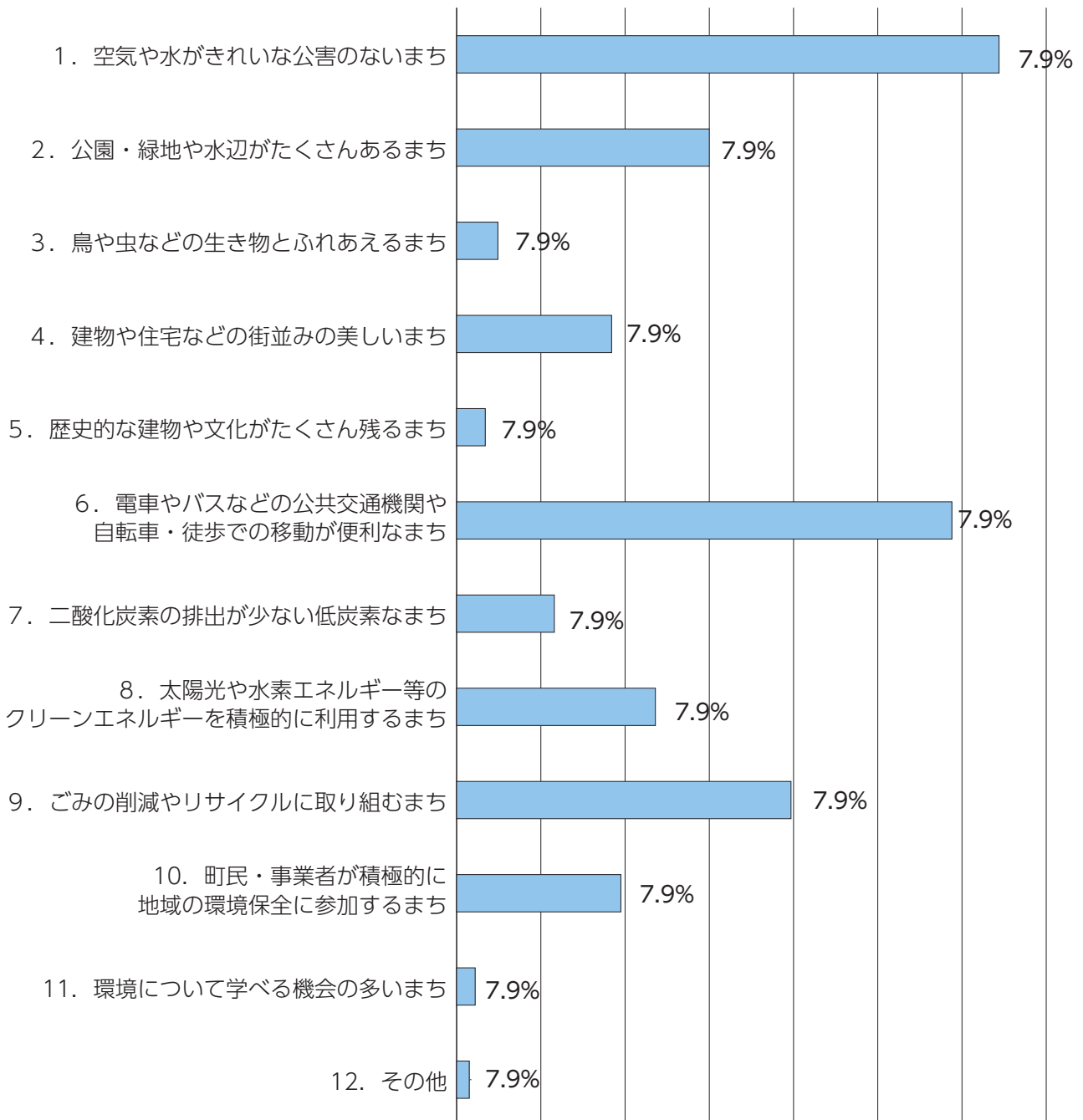
その他

④日常生活における環境を守るために取り組んでいることを聞いたところ、「買い物時のマイバッグの持参」、「油や調理くずなどを排水口から流さない」、「ごみ分別の徹底」を選んだ人が多く、省資源やごみの適正処理について実践していることが分かりました。

取り組むのは難しい
 今後取り組みたい
 時々取り組んでいる
 常に取り組んでいる



⑤10年後に実現を望む町の環境像について、複数回答で聞いたところ、「空気や水がきれいな公害のないまち」及び「電車やバスなどの公共交通機関や自転車・徒歩での移動が便利なまち」を選んだ人が多く、安心して便利なまちに期待が寄せられています。また、「ごみの削減やリサイクルに取り組むまち」も多くの人を選択しています。



第3章 明和町の環境将来像

1 基本理念

本計画では、町の目指す姿を共有し、計画の着実な推進につなげていくために、基本理念を踏まえた環境の将来像を設定します。

本町には、利根川や谷田川、田畑などの豊かな田園風景があり、多くの町民がこうした自然環境を町の資源であると感じています。本計画を通じて、良好な環境を守り、未来に引き継いでいく責任があります。

一方で、第二次計画策定時から環境に関する世界的な動向は大きく変化しています。地球温暖化など地球規模の環境課題に対しては、住民、団体、事業者、行政などのあらゆる主体の行動が重要であり、本町においても具体的な対策を進めることが求められています。

本計画では、豊かな自然環境を守っていくことにとどまらず、より広い視野を持ち、町民、団体、事業者、町の連携・協働により計画を推進していくことで、本町が良好な環境を未来につなぎ、人びとが住み続けられる持続可能なまちとなることを目指します。

2 環境の将来像

豊かな自然と環境を未来につなぐ 持続可能なまち

3 基本目標

(1) 安全で快適な生活環境を保つまち（生活環境）

町民や事業者にとって、より身近に感じる大気や悪臭、周辺の騒音や振動などの生活空間における環境を良好に保ち、健康的に過ごすことができる環境維持に努めます。

そして、本町の自然環境や文化財などを適正に保存・管理するとともに、様々な事業活動における多くの化学物質の利用に関しても、土壌や地下水などへの汚染の監視・管理を適切に行います。

また、近年のゲリラ豪雨による道路の冠水、住居の浸水などの対策も進め、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 自然環境を大切にすまち（自然環境）

本町には、河川や田畑などの数多くの自然環境が存在しています。これらの豊かな自然環境



は生き物にとって貴重な生息空間をもたらしています。さらに、豊かな自然とのふれあいにより、人びとが心豊かになることも期待されます。

そのため、こうした恵まれた自然や生き物の環境を適切に守っていくことが必要となる一方で、近年では、外来生物による生態系に悪影響を及ぼす問題も発生していることから、在来生物の適切な保護と特定外来生物への適切な対策を行い、自然が守られるまちづくりを目指します。

（3）人と地球にやさしいまち（地球環境）

地球温暖化への対策は、世界が直面している喫緊の課題の一つと考えられています。このため、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量を抑制する必要があります。公共交通の利用の推進やエコカーの積極的な導入により、二酸化炭素の排出量を削減することを目指します。

また、既存のエネルギー利用について更なる省エネルギー化や、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入を推進します。エネルギーの利用による温室効果ガスの排出を削減し、地球への負荷が少ない脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを目指します。

（4）資源を大切にすまち（資源循環）

食料や製品を生産するために必要な資源は無限にあるものではありません。また、将来的に世界人口の増加が予測されていることから、ますます効率的に資源を活用することが求められています。

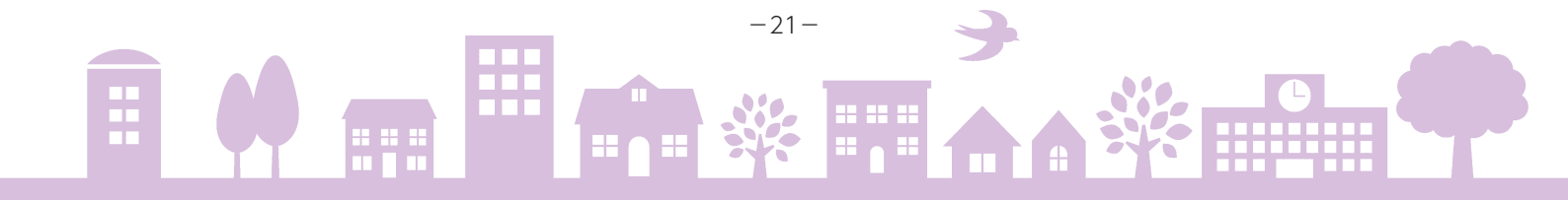
このため、3R（リデュース、リユース、リサイクルの3つのRによる省資源利用）活動などの資源の有効利用や、分別の促進によるごみの減量化、資源の再利用化などにより、町民、事業者及び町が連携し、循環型社会の実現に向け、資源を有効に生かす無駄の少ないまちづくりを目指します。

（5）みんなで環境を良くするまち（環境保全）

環境保全への取り組みは、行政のみの努力で達成することが容易ではなく、町民や事業者の理解や協力を得ることによって、効果的に進めていくことが出来ます。そのため、本町のさまざまな環境の現状について、情報発信や環境に関する学習機会を作り、町民や事業者の関心を高めていくことが重要となります。

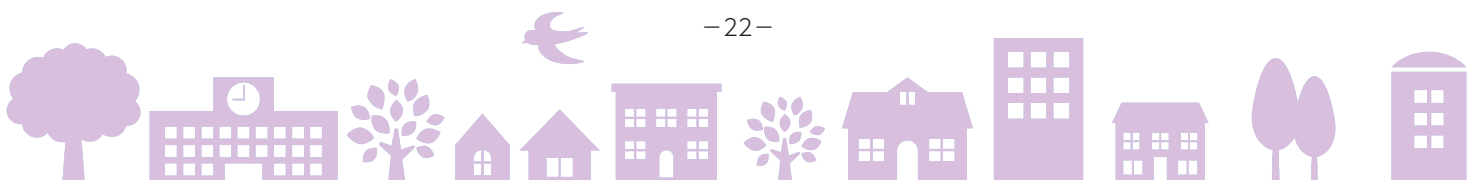
また、環境保全を効果的に実施するための連携強化や様々な関係者の間でネットワークの構築を進め、町民、事業者及び町による協働で環境を守るまちづくりを目指します。

第1章	計画の基本的な考え方
第2章	明和町のすがた
第3章	明和町の環境将来像
第4章	環境の将来像を実現するための取り組み
第5章	計画の推進体制と進捗管理
第6章	その他



4 施策の体系

環境の 将来像	基本目標	施策の方向
豊かな自然と環境を未来につなぐ 持続可能なまち	基本目標Ⅰ 【生活環境】 安全で快適な生活環境を保つまち   	①健康・快適な環境の保全 ②安全できれいなまちづくりの推進
	基本目標Ⅱ 【自然環境】 自然環境を大切にするまち   	①生物多様性の保全 ②まちの自然環境の保全・創出
	基本目標Ⅲ 【地球環境】 人と地球にやさしいまち   	①再生可能エネルギーの普及拡大 ②省エネルギーの促進 ③脱炭素型まちづくりの推進 ④気候変動への適応の推進
	基本目標Ⅳ 【資源循環】 資源を大切にするまち  	①ごみ減量化の推進 ②ごみの資源化の推進
	基本目標Ⅴ 【環境保全】 みんなで環境を良くするまち   	①環境意識の醸成 ②協働による環境保全活動の推進



基本施策

(1) 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止 (2) その他の公害の防止
(1) 良好な景観形成 (2) まちの美化運動 (3) 不法投棄の防止 (4) 歴史的・文化的環境の保全
(1) 動植物と共存できる環境づくり (2) 鳥獣被害・外来種対策
(1) 公園・緑地の保全 (2) 身近な自然環境の創出
(1) 再生可能エネルギー機器等の導入促進 (2) 脱炭素につながる電力利用の促進
(1) 省エネ機器等の導入促進 (2) 省エネ活動の普及促進
(1) 移動における脱炭素化の推進 (2) 公共施設や市街地の整備における脱炭素化の推進
(1) 自然災害対策の推進 (2) 健康被害対策の推進
(1) リデュース（発生抑制）の推進 (2) リユース（再使用）の推進 (3) 食品ロス削減の推進
(1) リサイクル（再生利用）の推進
(1) 環境教育・環境学習の推進
(1) 町民、団体、事業者との連携 (2) 国・県・他自治体との連携 (3) 団体等の環境保全活動推進 (4) 環境に関する事業活動の推進

第 1 章

計画の基本的な考え方

第 2 章

明和町のすがた

第 3 章

明和町の環境将来像

第 4 章

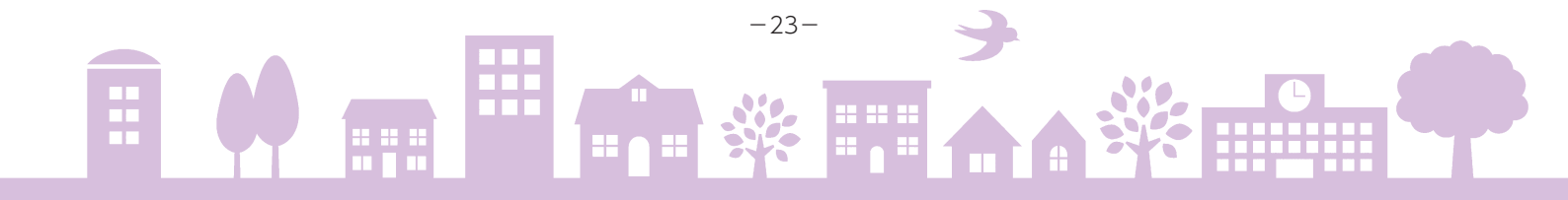
環境の将来像を実現するための取り組み

第 5 章

計画の推進体制と進捗管理

第 6 章

その他



第4章 環境の将来像を実現するための取り組み

1 基本目標Ⅰ【生活環境】安全で快適な生活環境を保つまち

①健康・快適な環境の保全

健康・快適な環境を維持するため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止や悪臭、野焼き等の様々な公害防止のための取組を進めます。

<基本施策>

(1) 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止

(2) その他の公害の防止

<目標達成に向けた主な取組>

町の取組	主な担当課
・大気・水質・騒音等の調査と対策 ・下水道整備や合併処理浄化槽の普及促進等生活排水対策の推進 ・野焼き禁止の啓発・対応 ・その他町民から寄せられた公害苦情の対応	住民環境課 産業振興課 都市建設課

②安全できれいなまちづくりの推進

開発事業等に伴う景観への配慮やまちの美化に取り組むことで、安心できれいなまちづくりを推進します。

<基本施策>

(1) 良好な景観形成

(2) まちの美化運動

(3) 不法投棄の防止

(4) 歴史的・文化的環境の保全

<目標達成に向けた主な取組>

町の取組	主な担当課
・景観に配慮した建築・建設の推進 ・道路周辺環境の整備 ・空き家等対策の推進 ・団体等が実施する清掃活動の支援 ・パトロールや防犯カメラによる不法投棄防止のための監視 ・看板設置等による不法投棄防止のための啓発 ・各種文化財の保護や情報収集・発信	総務課 住民環境課 産業振興課 都市建設課 生涯学習課



○各主体の役割（例示）

町 民

- ・家庭における悪臭の発生防止に努めます。
- ・家の庭等でごみを焼却しません。
- ・浄化槽の維持管理に努めます。
- ・環境に優しい石けん、洗剤の使用に努めます。
- ・所有する空き家や空き地は放置せず適正に管理します。
- ・ごみは不法投棄せず、適切に分別処理します。
- ・地域の清掃活動へ参加します。
- ・自宅周辺の定期的な清掃・除草に努めます。
- ・自転車を駅周辺等に放置しません。
- ・空き缶やたばこ等のごみのポイ捨てはしません。

事業者

- ・工場・事業所等における悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋に設置する等周辺に影響を及ぼさないようにします。
- ・事業所の敷地等でごみを焼却しません。
- ・事業所からの排水は、法制度に基づいて適切な管理を徹底します。
- ・ごみは不法投棄せず、適切に分別処理します。
- ・夜間の照明利用時には、周辺に配慮します。
- ・事業所周辺の定期的な清掃、除草に努めます。

2 基本目標Ⅱ【自然環境】自然環境を大切にすま

①生物多様性の保全

生物多様性は私たちの生活に様々な恵みをもたらしています。そのため、様々な生き物が生息できる良好な自然環境を守るとともに、鳥獣被害や特定外来生物への対策を進めます。

＜基本施策＞

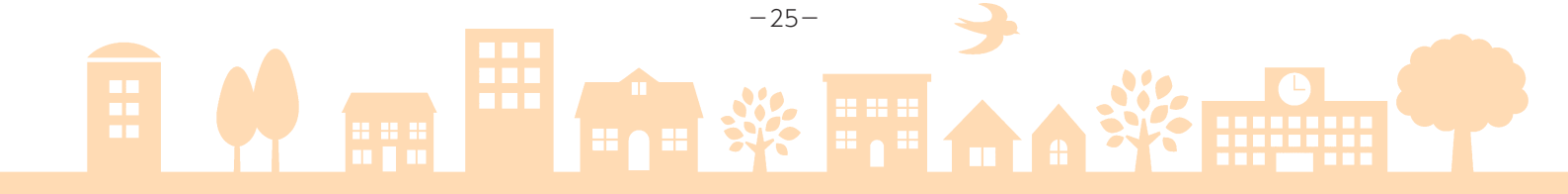
(1) 動植物と共存できる環境づくり

(2) 鳥獣被害・外来種対策

＜目標達成に向けた主な取組＞

町の取組	主な担当課
・環境に優しい公共工事の推進 ・環境に優しい農業の支援 ・自然と親しむイベントや観察会等の実施 ・特定外来生物に関する情報収集・発信 ・特定外来生物の防除対策の推進 ・農作物への鳥獣被害の把握・被害防止対策の推進	住民環境課 産業振興課 都市建設課 生涯学習課

第1章	計画の基本的な考え方
第2章	明和町のすがた
第3章	明和町の環境将来像
第4章	環境の将来像を実現するための取り組み
第5章	計画の推進体制と進捗管理
第6章	その他



②まちの自然環境の保全・創出

豊かな自然環境には、ヒートアイランド対策、景観向上、リラックス効果などの様々な効果があります。そのため、公園・緑地の整備や沿道の身近な自然環境の充実に努めます。

＜基本施策＞

(1) 公園・緑地の保全

(2) 身近な自然環境の創出

＜目標達成に向けた主な取組＞

町の取組	主な担当課
・公園や公共施設の緑化推進 ・道路沿道の緑化推進 ・農地の維持管理や田畑の景観保全	産業振興課 都市建設課

○各主体の役割（例示）

町 民

- ・田畑や緑地の機能、生態系等について学び、理解を深めます。
- ・自然と親しむイベントや観察会へ積極的に参加します。
- ・外来生物に関する情報を収集し、理解を深めます。
- ・外来生物被害予防三原則の「入れない」「捨てない」「拡げない」を守ります。
- ・自宅等の身近なところから緑化に努めます。

事業者

- ・自然と親しむイベントや観察会へ積極的に参加します。
- ・外来生物に関する情報を収集し、理解を深めます。
- ・外来生物被害予防三原則の「入れない」「捨てない」「拡げない」を守ります。
- ・新たな開発行為の際には、可能な限り自然環境の保全に努めます。
- ・事業所等の身近なところから緑化に努めます。

③ 基本目標Ⅲ【地球環境】人と地球にやさしいまち

①再生可能エネルギーの普及拡大

太陽光等から作られた電気、熱の再生可能エネルギーを利用することで、温室効果ガス排出量の大幅な削減が可能です。そのため、再生可能エネルギー機器等の導入促進を行うとともに、再生可能エネルギーからつくられた電気の利用を促進します。



<基本施策>

(1) 再生可能エネルギー機器等の導入促進

(2) 脱炭素につながる電力利用の促進

<目標達成に向けた主な取組>

町の取組	主な担当課
・太陽光利用設備導入の一部補助 ・家庭用蓄電池導入の一部補助 ・水素エネルギーやインフラ整備等に関する情報収集・発信 ・県や国が実施する共同購入事業の情報収集・発信	総務課 住民環境課

②省エネルギーの促進

地球温暖化対策のためには、日常生活や事業活動に伴うエネルギー使用量を削減する必要があります。そのため、GHP^{*1}等の省エネ機器等の導入促進や省エネ活動の普及に取り組みます。

<基本施策>

(1) 省エネ機器等の導入促進

(2) 省エネ活動の普及促進

<目標達成に向けた主な取組>

町の取組	主な担当課
・家庭における省エネ機器導入の推進 ・事業所における省エネ機器導入の推進 ・公共施設におけるGHP等の高効率設備や省エネルギー設備導入の推進 ・電気・ガスの節約や利用の効率化等の省エネ行動の啓発 ・町職員の省エネ行動の実践 ・地産地消の推進	総務課 住民環境課 産業振興課

③脱炭素型まちづくりの推進

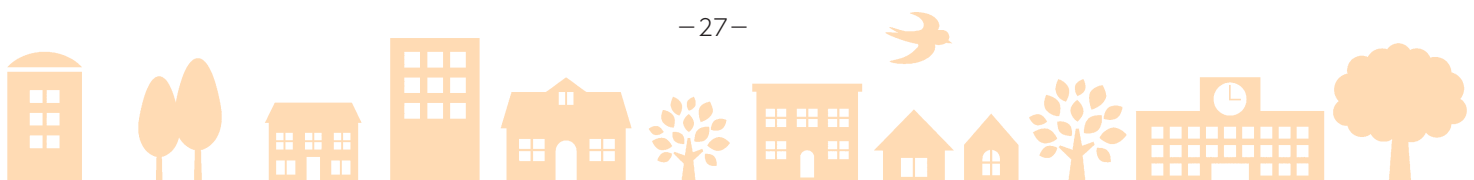
効果的な地球温暖化対策のためには、まち全体で取り組みを進めることが重要です。そのため、自家用車等での移動に伴う温室効果ガスの削減を図ります。また、公共施設や市街地の脱炭素化を推進します。

<基本施策>

(1) 移動における脱炭素化の推進

(2) 公共施設や市街地の整備における脱炭素化の推進

※1 「ガスヒートポンプ」の略。ガスエンジンによる空調システム。



＜目標達成に向けた主な取組＞

町の取組	主な担当課
・公共交通利用の啓発 ・エコドライブの定着に向けた啓発 ・道路整備による自転車利用環境の改善 ・公用車への次世代自動車導入の推進 ・公共施設における太陽光発電等の再生可能エネルギー機器導入の推進	総務課政策室 住民環境課 都市建設課 その他施設所管課

④気候変動への適応の推進

気候変動の影響は、猛暑日の増加や集中豪雨等の極端な気象現象等様々なところに既に現れています。そのため、自然災害対策と健康被害対策により、気候変動への適応を推進します。

＜基本施策＞

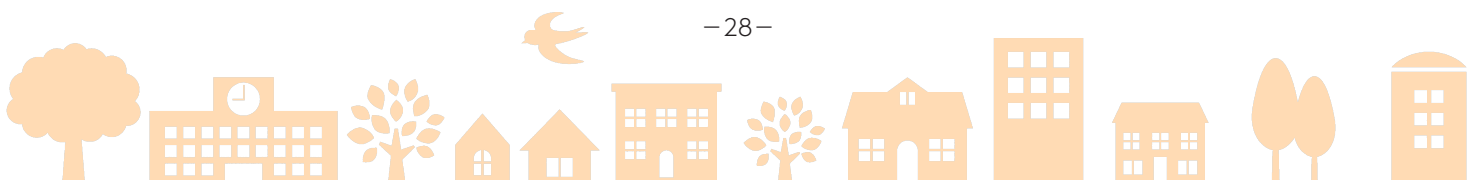
(1) 自然災害対策の推進

(2) 健康被害対策の推進

＜目標達成に向けた主な取組＞

町の取組	主な担当課
・ハザードマップ等による大雨等の災害リスクの情報発信 ・災害対策に関する周知啓発 ・気候変動の農業・生態系への影響に関する情報収集・発信 ・ホームページや公共施設等での熱中症対策の情報発信 ・ぐんまクールシェア※2への公共施設の登録推進	総務課 住民環境課 健康こども課 都市建設課 生涯学習課

※2 夏の暑い日に涼しく過ごせる施設・場所に集まって過ごすこと。



○各主体の役割（例示）

町 民

- ・省エネ性能の高い家電の導入を検討します。
- ・公共交通の利用等の日常生活でできることから省エネ行動に努めます。
- ・再生可能エネルギーについて理解を深め、自宅への導入を検討します。
- ・自家用車購入の際には環境に優しい次世代自動車の選択を検討します。
- ・地元産の農作物を購入します。
- ・気温や暑さ指数に関する情報を入手し、熱中症に注意します。

事業者

- ・LED照明や高効率空調等の導入を検討し、省エネを進めます。
- ・クールビズやウォームビズ等日常業務における省エネ行動に努めます。
- ・周囲の自然や景観、住環境等に配慮した再生可能エネルギー発電設備の設置を検討します。
- ・営業車購入の際には、環境に優しい次世代自動車の選択を検討します。
- ・気温や暑さ指数に関する情報を従業員に周知し、熱中症に注意します。
- ・事業所の災害リスクを把握し、災害に備えます。

4 基本目標Ⅳ【資源循環】資源を大切にすまち

①ごみ減量化の推進

ごみの減量は、資源を無駄にしないだけでなく、温室効果ガスの削減やごみ処理に係る費用の削減に効果があります。そのため、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）、食品ロス削減に向けた活動等により、ごみの減量を進めます。

＜基本施策＞

(1) リデュース（発生抑制）の推進

(2) リユース（再使用）の推進

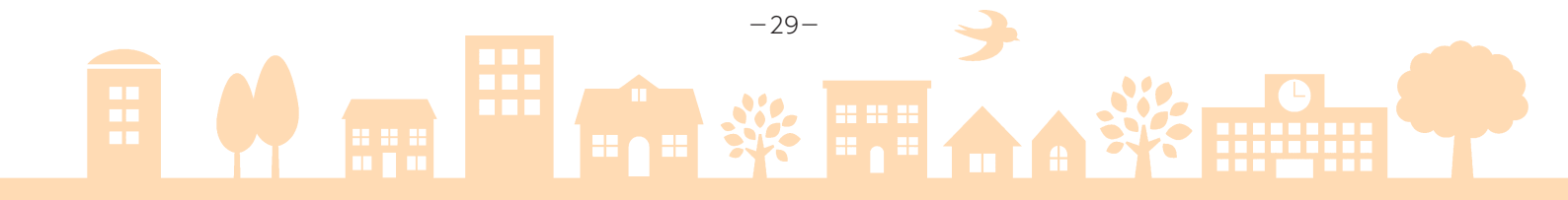
(3) 食品ロス削減の推進

＜目標達成に向けた主な取組＞

町の取組	主な担当課
・ごみ減量化器具等の購入費助成 ・ごみ減量意識の啓発 ・リユースの促進に関連する情報の収集・発信 ・フードバンクやフードドライブ活動の支援 ・3きり運動^{※3}やてまえどり^{※4}の推進	住民環境課 介護福祉課

※3 食品の「使い切り」「食べきり」「水きり」によって生ごみを減らすこと。

※4 すぐ食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限が近い商品を積極的に選ぶこと。



②ごみの資源化の推進

リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）に取り組んでも発生するごみについては、リサイクル（再生利用）することで、資源として有効活用することができます。そのため、資源ごみの分別回収施設の利用促進やリサイクル活動の推進に取り組むことで、ごみの資源化を推進します。

＜基本施策＞

（１）リサイクル（再生利用）の推進

＜目標達成に向けた主な取組＞

町の取組	主な担当課
・資源ごみ回収施設の運営・利用促進 ・資源の再利用活動を実施する団体への助成	住民環境課

○各主体の役割（例示）

町 民

- ・不要なもの、ごみになりそうなものは受け取らないようにします。
- ・資源物の分別徹底に努めます。
- ・マイバッグ・マイボトルの使用や詰め替え用品の購入を心がけます。
- ・商品のてまえどりを心がけます。
- ・リサイクルショップなどを活用し、不要となったもののリユース（再使用に努めます。

事業者

- ・法律を遵守し、ごみは適正に分別処理します。
- ・ごみの減量やリサイクルの推進に努めます。
- ・繰り返し使える容器などの利用や優先した販売、簡易包装に努めます。
- ・食品廃棄物の減量、資源化に努めます。

⑤基本目標Ⅴ【環境保全】 みんなで環境を良くするまち

①環境意識の醸成

将来にわたり環境保全活動を推進していくためには、担い手となる人を育てることが重要です。そのため、環境教育・環境学習を推進することで、環境意識の醸成に取り組みます。

＜基本施策＞

（１）環境教育・環境学習の推進

＜目標達成に向けた主な取組＞

町の取組	主な担当課
・町民への環境学習の機会づくり ・児童生徒の施設見学や体験学習の実施 ・周囲へ迷惑をかけないルール・マナーについての啓発	住民環境課 学校教育課 生涯学習課



②協働による環境保全活動の推進

効果的・効率的に環境への取り組みを進めるためには、連携・協働による活動が重要です。そのため、町民・団体・事業者との連携や、国・県・他自治体との連携方法を検討します。また、現在活動している団体や事業者等の活動の支援を行います。

＜基本施策＞

- (1) 町民、団体、事業者との連携
- (2) 国・県・他自治体との連携
- (3) 団体等の環境保全活動推進
- (4) 環境に関する事業活動の推進

＜目標達成に向けた主な取組＞

町の取組	主な担当課
・官民共同によるイベント情報の収集・発信 ・国・県・他自治体の環境に関する活動情報の収集・発信 ・広域的なごみ処理の実施 ・資源の再利用活動を実施する団体への助成 ・環境に関する活動等の情報提供や支援 ・環境マネジメントシステム^{※5}の情報提供や導入支援	総務課 住民環境課

○各主体の役割（例示）

町 民

- ・町や地域、団体等が行う環境活動やイベントへ積極的に参加します。
- ・環境問題等の情報を収集し理解を深めます。
- ・家族や身近な人と環境に関する話題の共有に努めます。
- ・地球温暖化等の気候変動が生活に与える影響を理解し、自らできる行動を考えます。

事業者

- ・町や地域、団体等が行う環境活動やイベントへ積極的に参加します。
- ・環境に配慮した事業活動に関する研修や勉強会により、従業員の環境意識向上に努めます。
- ・環境に配慮した商品開発やサービスの提供に努めます。
- ・地球温暖化等の気候変動の事業に与える影響を理解し、事業者間での共

※5 事業者が環境に配慮した活動を推進するための仕組みのこと。



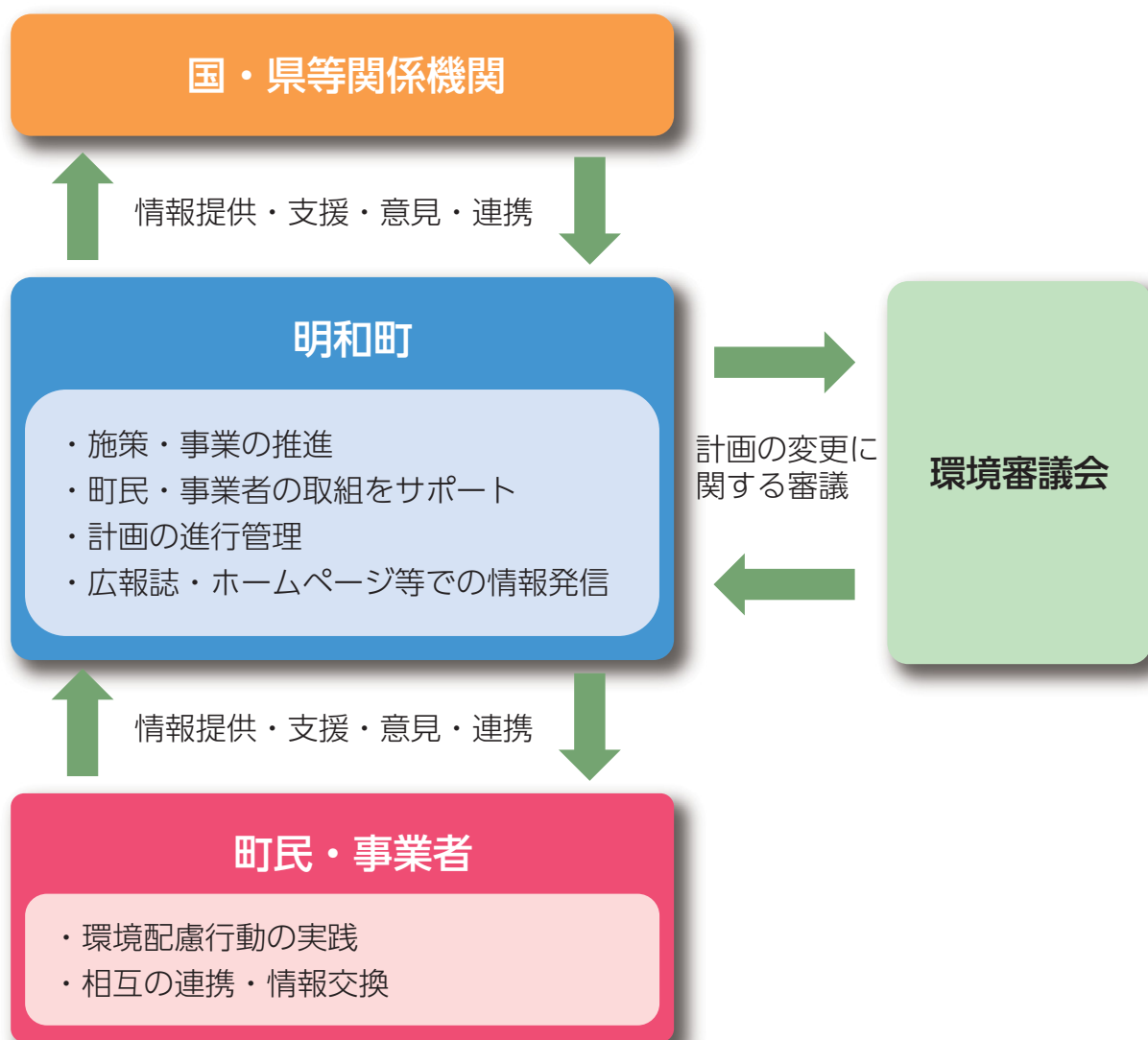
第1章	計画の基本的な考え方
第2章	明和町のすがた
第3章	明和町の環境将来像
第4章	環境の将来像を実現するための取り組み
第5章	計画の推進体制と進化管理
第6章	その他

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

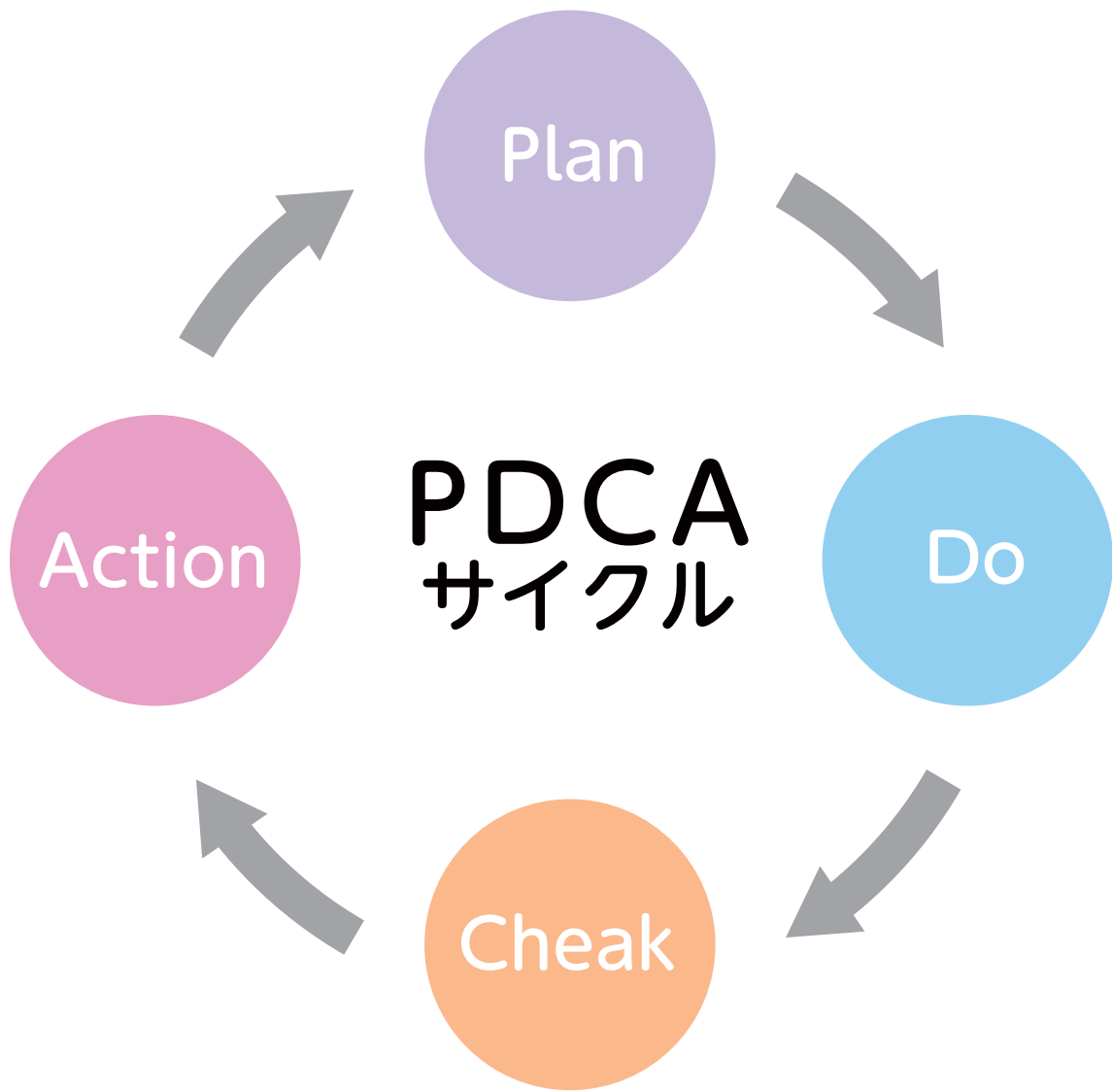
町の実施については、財政状況を勘案しつつ展開していくこととしますが、本計画の効果的な推進に向け、町民や団体、事業者、町、関係機関が相互に連携・協働することにより取組を進めます。

また、各種事業の進捗状況や推移などを収集・把握し情報共有を行うとともに、必要に応じて計画の変更を審議する場として環境審議会を運用します。

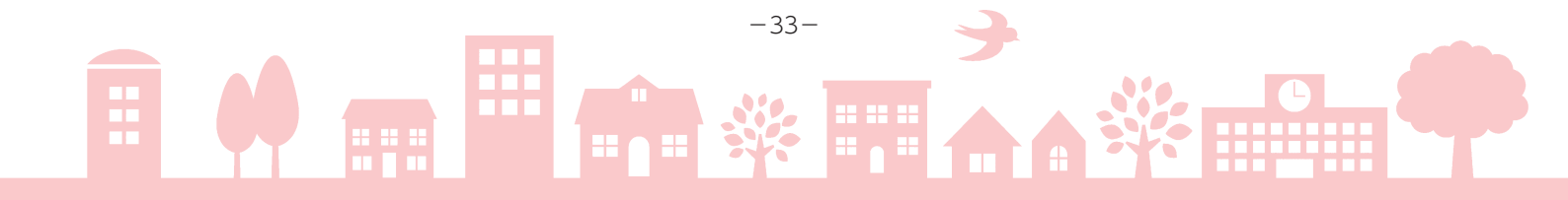


2 進行管理

本計画の推進においては、Plan（プラン：計画）、Do（ドゥー：実行）、Check（チェック：点検）、Action（アクション：改善）といった、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、継続的な計画の改善を図ります。



第1章	計画の基本的な考え方
第2章	明和町のすがた
第3章	明和町の環境将来像
第4章	環境の将来像を実現するための取り組み
第5章	計画の推進体制と進行管理
第6章	その他



第6章 その他

資料（関連例規）

○明和町環境基本条例

平成14年6月20日

条例第10号目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第8条—第22条）

第3章 環境審議会（第23条）

第4章 環境の保全及び創造を図るための推進体制等（第24条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。



(基本理念)

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、生態系及び自然環境に配慮し、町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が自主的かつ積極的に環境への負荷を低減すること及びその他の行動に取り組むことにより、持続的に発展することができる地域が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活、事業活動その他の人の活動において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

- 第 4 条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(町民の責務)

- 第 5 条 町民は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、町民は基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(報告等)

- 第 7 条 町長は、必要に応じ議会に、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して町が講じた施策について報告しなければならない。

第 1 章	計画の基本的な考え方
第 2 章	明和町のすがた
第 3 章	明和町の環境将来像
第 4 章	環境の将来像を実現するための取り組み
第 5 章	計画の推進体制と進行政管理
第 6 章	その他



- 2 町長は、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境優先の施策に関わる理念)

第8条 町は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造のために必要な配慮を図るよう努めるものとする。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、明和町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映することができよう必要な措置を講ずるとともに、明和町環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(町の施策と環境基本計画との整合)

第10条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境保全上の支障を防止するための措置)

第11条 町は、町民又は事業者が環境への負荷の低減のための施策の整備、研究開発その他の適切な措置を自らとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第12条 町は、環境の保全及び創造に資する事業等の推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第13条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(快適環境の創造等)

第14条 町は、地域の特性をいかした良好な景観、利根川や谷田川など水と緑に親しむこと



ができる生活空間、歴史的文化的な環境その他の快適環境の創造又は保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習)

第15条 町は、環境教育及び環境学習の振興並びに環境に関する広報活動の充実により、すべての町民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動を促進するための措置)

第16条 町は、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 町は、環境教育及び環境学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第18条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の適切な推進を図るため、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制整備に努めるものとする。

(環境管理及び環境監査の普及)

第20条 町は、事業活動に係る環境負荷の低減を図るために事業者が行う環境管理及び環境監査について、その普及に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

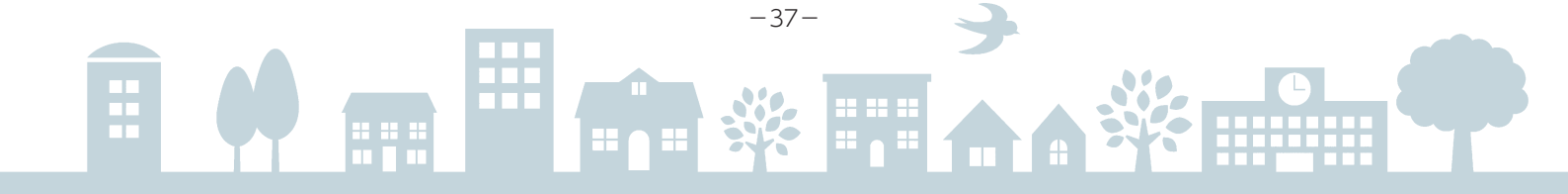
(町の率先実行)

第21条 町は、自ら事業者及び消費者としての立場にかんがみ、環境の保全及び創造に資する行為を率先して実行するものとする。

(地球環境保全の推進)

第22条 町は、地球環境の保全について、国、県及び他の地方公共団体と連携して地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第1章
計画の基本的な考え方
第2章
明和町のすがた
第3章
明和町の環境将来像
第4章
環境の将来像を実現するための取り組み
第5章
計画の推進体制と進捗管理
第6章
その他



第3章 環境審議会

(環境審議会)

第23条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、明和町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項については、町長が別に定める。

第4章 環境の保全及び創造を図るための推進体制等

(推進体制の整備)

第24条 町は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 町は、民間団体等との協働により、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(県及び他の地方公共団体との協力)

第25条 町は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取り組みが必要とされる施策について、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

この条例は、平成14年7月1日から施行する。



○明和町環境審議会規則

平成14年6月24日

規則第11号

改正 平成19年3月30日規則第4号
平成22年3月23日規則第4号
平成25年7月30日規則第7号
平成28年3月31日規則第6号
令和3年2月16日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、明和町環境基本条例（平成14年条例第10号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、明和町環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項を審議する。
2 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ町長に対して、環境の保全及び創造に関する施策の推進について、助言及び提言をすることができる。

(組織)

第3条 審議会委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者及び機関の代表者で組織し、町長が委嘱する。

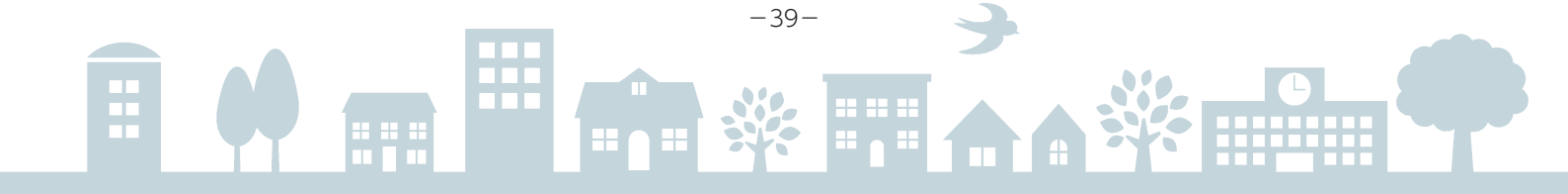
- (1) 明和町議会議長
- (2) 明和町副町長
- (3) 環境保全業務を所管し、明和町を所管地域とする群馬県の出先機関の次長職にある者
- (4) 明和町区長会長
- (5) 明和町商工会長
- (6) 邑楽館林農業協同組合理事代表
- (7) 明和町環境保健委員会長
- (8) 明和中学校長
- (9) 明和町内民間事業所代表
- (10) 公募委員（3名）

2 審議会の会議は、必要があるときは、委員以外の出席を求め質問し、説明させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第1章	計画の基本的な考え方
第2章	明和町のすがた
第3章	明和町の環境将来像
第4章	環境の将来像を実現するための取り組み
第5章	計画の推進体制と進捗管理
第6章	その他



- 2 委員に欠員が生じた場合における、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第7条 審議会は、会議事項に関し、必要な事項をその都度、町長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、明和町事務分掌条例（平成6年明和村条例第3号）に規定する環境保全事業を分掌する課において処理するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第4号抄）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月30日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月16日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。



第三次明和町環境基本計画

令和6年3月

発行：明和町

群馬県邑楽郡明和町新里250番地1

0276 (84) 3111

<https://www.town.meiwa.gunma.jp>

